

令和2年5月

定例教育委員会会議

会議録

令和2年5月22日開催

会 議 録

開催日時	令和2年5月22日（金）	午後2時	開会 午後3時11分 閉会																
場 所	旭川市教育委員会 会議室																		
出席者	教育長及び委員	教育長 黒蕨 真一， <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣，委員 滝山 義之 委員 近藤 美保，委員 山崎 與吉																	
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長 山川 俊巳</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 高田 敏和</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 林上 敦裕</td> <td>社会教育部次長 酒井 睦元</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 岩崎 昌美</td> <td>社会教育部次長 吉田 哲也</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 石原 伸広</td> <td>文化振興課長 高桑 和寿</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 佐藤 潤一</td> <td>文化ホール担当課長 山本 厚</td> </tr> <tr> <td>学校施設課長 三浦 雅仁</td> <td>中央図書館長 西野 明子</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長 佐藤 文泰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹 末木 良典</td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長 山川 俊巳	社会教育部長 高田 敏和	学校教育部次長 林上 敦裕	社会教育部次長 酒井 睦元	学校教育部次長 岩崎 昌美	社会教育部次長 吉田 哲也	学校教育部次長 石原 伸広	文化振興課長 高桑 和寿	学校教育部次長 佐藤 潤一	文化ホール担当課長 山本 厚	学校施設課長 三浦 雅仁	中央図書館長 西野 明子	教職員担当課長 佐藤 文泰		教育政策課主幹 末木 良典	
		学校教育部長 山川 俊巳	社会教育部長 高田 敏和																
学校教育部次長 林上 敦裕	社会教育部次長 酒井 睦元																		
学校教育部次長 岩崎 昌美	社会教育部次長 吉田 哲也																		
学校教育部次長 石原 伸広	文化振興課長 高桑 和寿																		
学校教育部次長 佐藤 潤一	文化ホール担当課長 山本 厚																		
学校施設課長 三浦 雅仁	中央図書館長 西野 明子																		
教職員担当課長 佐藤 文泰																			
教育政策課主幹 末木 良典																			
事務局職員	教育政策課 上江 昌弘 同 宮嶋 健吏																		
傍聴者	0人																		
公開・非公開の別	一部非公開																		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択事務について ・議案第2号 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について ・議案第3号 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について ・議案第4号 旭川市図書館協議会委員の任命について ・議案第5号 旭川市科学館協議会委員の任命について ・議案第6号 令和2年度一般会計予算の補正について ・報告第1号 令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について ・報告第2号 学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市議会経済文教常任委員会の報告について (2) 令和2年第2回臨時市議会の報告について (3) 社会教育施設における臨時開館の試行について (4) 中央図書館における臨時開館の試行について 																		

(5) 特別展「恐竜ワールド2020」の開催中止について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和2年5月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和2年1月定例教育委員会会議（令和2年1月24日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 教 育 長	<p>御意見がありませんので、令和2年1月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、令和2年1月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和2年2月定例教育委員会会議（令和2年2月4日開催）、令和2年2月第1回臨時教育委員会会議（令和2年2月29日開催）、令和2年3月定例教育委員会会議（令和2年3月26日開催）、令和2年4月定例教育委員会会議（令和2年4月21日開催）及び令和2年5月第1回臨時教育委員会会議（令和2年5月6日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、令和2年2月定例教育委員会会議、令和2年2月第1回臨時教育委員会会議、令和2年3月定例教育委員会会議、令和2年4月定例教育委員会会議及び令和2年5月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第2号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第3号「中原梯二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」、議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、議案第5号「旭川市科学館協議会委員の任命について」、議案第6号「令和2年度一般会計予算の補正について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市民文化会館運営審議会委員</p>

の委嘱について」、議案第3号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」、議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、議案第5号「旭川市科学館協議会委員の任命について」、議案第6号「令和2年度一般会計予算の補正について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

議案第1号「令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択事務について」、説明願います。

岩崎学校教育部次長

最初に、採択方針についてですが、前回の令和元年度小学校用教科書採択と同様の内容とし、「1 日本国憲法及び教育基本法を遵守する。」、「2 学習指導要領の趣旨を踏まえる。」、「3 本市を中心とする地域性並びに生徒の実態、生活経験及び興味・関心などに配慮する。」といたします。

次に、調査委員会への諮問についてですが、採択方針を踏まえ、令和元年度に新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書を調査研究し、教育委員会に答申することとし、諮問書は資料のとおり、別紙様式1及び別紙様式2を添えて答申することといたします。調査内容につきましては、取扱内容のほか、特に、本市生徒の学習の状況等を踏まえることが大切だと考えており、これを含め調査いただくよう、調査委員会に諮問したいと考えております。

最後に、教科書採択に関する案件についてですが、「教育委員会会議及び教育委員会協議会の取扱いについて」の、「2 会議における非公開案件」に該当します。また、会議録は、非公開とした事由が消滅した後に、本市のホームページに掲載します。採択結果等の公表については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行規則において、採択した教科用図書の種類、理由、研究のために作成した資料を公表するよう努めることと明記されており、また、文部科学省及び北海道教育庁からも、採択結果や理由など、採択に関する情報について積極的な公表に努めるよう通知されていることから、採択結果及び採択理由のほか、採択方針、調査委員会からの答申書、教育委員会及び調査委員会会議録、調査委員会の委員名についても、採択終了後に本市のホームページで公表いたします。

教 育 長

議案第1号「令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択事務について」、御意見、御質問等がありますか。

滝 山 委 員

教科書は、去年と同様に文部科学大臣の検定を受けたものなので、採択方針の1と2は満たしていると考えて良いのですか。

岩崎学校教育部次長

そのとおりです。

滝 山 委 員

3を中心にして、後は内容について検討するということですね。

教 育 長

昨年度、小学校用の教科書採択を審議していただいたときの経験などを基に、御意見があればお伺いしたいと思います。

滝 山 委 員

今まで採択してきたものがあります。それらをベースにして考えるのか、それとも新たに考えるのか。全国学力テストの結果があって、科目によっては望ましいものもあれば望ましくないものもあると思います。全国平均的に頑張っている教科に関しては、その教科書を中心として考えた方が良いでしょうか。

本 田 委 員

現在使っている中学校の教科書を採択したときには、昨年度の小学校用の教科書採択のときほど本市の実態や状況は把握されていなかったと思います。加えて、前回、この教科書だったから、今回も同じということは理由になりません。ここが本市の子どもたちにとって有益であるといった理由になると思います。

教 育 長	<p>また、採択方針の「2 学習指導要領の趣旨を踏まえる。」があるから教科書はみんな同列かと言われたらそうではなくて、それぞれ軽重や濃淡があるので、学習指導要領の趣旨や改善の内容について照らしながら審議ができれば良いと思います。本市の生徒の実態に合わせた採択をしていけば、説得力のあるものになるのではないかと思います。</p>
教 育 長	<p>総じて国語、数学において、一定の成果は出ていると思います。しかし、使ってきた教科書がそのまま優先されるものではなくて、一つの目安となるものであります。また、新学習指導要領の内容も十分に踏まえる必要があります。昨年も議論がありましたが、振り返りとかまとめとか、そういった流れが丁寧なのかという見方もあると思います。様々な御意見をいただいてまとめていけたらと思います。</p>
各 委 員 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択事務について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択事務について」は、原案どおり決定します。</p>
各 委 員 長	<p>次に、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。</p>
石原学校教育部次長	<p>令和2年度旭川市一般会計補正予算について、令和2年第2回臨時市議会に議案を提出するよう市長に意見を申し出るものでありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告するものでございます。内容としては2事業であり、いずれも、新型コロナウイルス感染症対策に係る、国の補正関連事業を活用し実施しようとするものであります。</p>
教 育 長	<p>まず、学校給食管理費（小学校）補正額1,221万5千円、学校給食管理費（中学校）補正額571万4千円につきましては、本年2月27日から3月25日までの学校給食の提供中止に伴い発生した、保護者への給食費返還に係る振込手数料と学校給食調理業者に対するキャンセルできなかった給食の食材費及び休業期間中に賞味期限切れとなった発注済みの食材費などの経費分となっております。</p>
教 育 長	<p>内訳は、保護者への振込手数料20万7千円、キャンセルできなかった食材費210万7千円、発注済みの食材費1,561万5千円です。</p>
教 育 長	<p>次に、2点目ですが、学校保健活動費（小学校）補正額296万9千円、学校保健活動費（中学校）補正額131万4千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校で使用する手指消毒用アルコール、校舎内消毒用のマスク及びゴム手袋などを購入しようとするものであります。</p>
教 育 長	<p>報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
近 藤 委 員	<p>給食が中止になって、業者が大変だという話を聞きましたが、この補填だけで大丈夫なんでしょうか。立ち行かなくなった業者はいないのでしょうか。給食が再開しても同じ業者でいけるのだろうかなど心配でした。</p>
石原学校教育部次長	<p>給食業者への補填については、主食である米飯、パン及び麺については一定程度できていますが、他の食材については、発注済みの食材のうち、臨時休業に伴いキャンセルできなかったり、結果として廃棄することとなった食材分のみであり、売上げ全部を補償しているものではありません。</p>
石原学校教育部次長	<p>冷凍食品など廃棄していない食材については、例えば3月で使えなかつ</p>

		た食材を4月以降で使うといった方向で調整をしており、更に臨時休業になって先送りになっているという現状もありますが、このような調整などを今後も行いながら、食品ロスの縮減や業者への支援をしていきたいと考えております。
学校教育部長		今回の補正であります昨年度の方は、国の支援事業になっており、その事業のスキームでの実施となりますが、学校給食の安定的な運営には給食業者は欠かせないものですから、新たな支援をしたいと考えております。
教 育 長		他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員		ありません。
教 育 長		それでは、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各 委 員		異議ありません。
教 育 長		「異議なし。」と認め、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
		《 報 告 事 項 》
教 育 長		それでは、報告事項に入ります。
学校教育部長		報告事項（1）「市議会経済文教常任委員会の報告について」、報告願います。
学校教育部長		開催期日は、令和2年4月8日の1日間で行いました。委員9名中1名、無党派Gの上野委員から、今般の新型コロナウイルス感染症に係り入学式の状況や今後の学校における対応策という趣旨の「入学式を含めた新年度スタートの様子」について御質問がございました。
教 育 長		報告事項（1）「市議会経済文教常任委員会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員		ありません。
教 育 長		それでは、報告事項（1）「市議会経済文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。
学校教育部長		次に、報告事項（2）「令和2年第2回臨時市議会の報告について」、報告願います。
学校教育部長		開催期日は、令和2年5月1日の1日間で行いました。学校教育部に係る議案については、令和2年度旭川市一般会計補正予算について行いました。
教 育 長		民主・市民連合の江川議員から、給食のキャンセル分や発注等で確保していた食材の用途や給食費の返還に係る日程等の見通しなどについて、日本共産党のまじま議員から、学校の臨時休業に伴う児童生徒等に対する支援などについて質問がございました。
教 育 長		報告事項（2）「令和2年第2回臨時市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員		ありません。
教 育 長		それでは、報告事項（2）「令和2年第2回臨時市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。
文化振興課長		次に、報告事項（3）「社会教育施設における臨時開館の試行について」、報告願います。
文化振興課長		夏季の月曜日開館の試行実施につきましては、観光客等への利便性を図るため、彫刻美術館、彫刻美術館ステーションギャラリー及び井上靖記念館において、6月から9月までの4か月間、休館日の月曜日を臨時に開館するものであり、今年度で9年目となります。なお、このことについては、ホームページやチラシ等で市民の皆様への広報を予定しております。
教 育 長		報告事項（3）「社会教育施設における臨時開館の試行について」、御意見、御質問等がありますか。

各 教	委 育	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（3）「社会教育施設における臨時開館の試行について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（4）「中央図書館における臨時開館の試行について」、報告願います。</p>
中央図書館長			<p>児童生徒の読書活動や学習活動を支援するため平成26年度から取り組んでまいりました、市内小・中学校の夏・冬休み期間中の中央図書館の月曜日臨時開館を令和2年度も継続して試行実施いたします。</p> <p>本年度の臨時月曜開館は、夏休みに4日、冬休み2日を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策により小中学校の夏休み、冬休み期間の変更があった場合につきましては、その期間に合わせて実施いたします。利用時間につきましては午前9時30分から午後6時までとなります。本年度も正職員及び会計年度任用職員の時間外対応により貸出返却や相談業務に当たるとともに、取組の周知や小学生向けの行事の開催などにより利用の促進を図ってまいります。なお、取組内容につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策により変更する可能性もございます。図書館の開館日、開館時間拡充の取組の一環として、中央図書館の夏・冬休み期間中の臨時月曜開館試行の実施について、御報告いたします。</p>
教 育	長		報告事項（4）「中央図書館における臨時開館の試行について」、御意見、御質問等がありますか。
各 教	委 育	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（4）「中央図書館における臨時開館の試行について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（5）「特別展「恐竜ワールド2020」の開催中止について」、報告願います。</p>
吉田社会教育部次長			<p>科学館で令和2年7月18日から開催を予定しておりましたが、特別展「恐竜ワールド2020」についてですが、第5回旭川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、9月末までの本市主催又は共催のイベント・事業について中止又は延期を検討すると決定したことを受け、本事業が夏休み期間中に子どもをはじめとした不特定多数の来場者が集まることを前提としており、専門家会議が提唱する密閉・密集・密接の回避や、入場者数の制限、記帳制の導入といった感染症対策との両立が難しいことから、今年度の開催を中止することを決定しました。</p>
教 育	長		報告事項（5）「特別展「恐竜ワールド2020」の開催中止について」、御意見、御質問等がありますか。
滝山委員 吉田社会教育部次長			<p>この特別展は何年に一回開催されるのですか。</p> <p>我々科学館の立場としては、毎年開催したいと考えているのですが、予算措置の関係上、財政当局からは5年に一度が適当ではないと言われております。前は5年前の開催であったことから、今年度予算措置がされたものです。</p>
滝山委員 吉田社会教育部次長			<p>今回中止になったので、来年に開催されるということですか。</p> <p>来年の夏には開催したいと考えておりますので、企画を持越すような形で、財政当局にも予算要求をしてみたいと考えております。</p>
教 育	長		他に御意見、御質問等がありますか。
各 教	委 育	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（5）「特別展「恐竜ワールド2020」の開催中止について」は、報告を受けたこととします。</p>
			《 そ の 他 》
教 各	育 委	長 員	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p>

事務局	<p>ありません。</p> <p>《 秘 密 会 》</p>
教育長	<p>ここからは、秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第2号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第3号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」、議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、議案第5号「旭川市科学館協議会委員の任命について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各教員	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第3号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」、議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、議案第5号「旭川市科学館協議会委員の任命について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、会議録には概要を記載することといたします。</p> <p><議案第2号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」> 令和2年5月22日から令和3年6月30日までを任期とする旭川市民文化会館運営審議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p><議案第3号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」> 令和2年6月1日から令和4年5月31日までを任期とする中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p><議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」> 令和2年5月22日から令和3年11月30日までを任期とする旭川市図書館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p><議案第5号「旭川市科学館協議会委員の任命について」> 令和2年5月22日から同年6月30日までを任期とする旭川市科学館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
教育長 林上学校教育部次長	<p>次に、議案第6号「令和2年度一般会計予算の補正について」、説明願います。</p> <p>本件につきましては、来週、開催が予定されています旭川市議会令和2年第3回臨時会に提案を予定しています令和2年度一般会計予算の補正に</p>

ついて、市長に意見を申し出ようとするものです。今回の補正予算のうち学校教育部に関連します補正内容について説明いたします。

今般、国は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済、加えて住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度を創設し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できるよう、各事業に要する費用に対し、交付金を交付することとしました。この交付金は、総額1兆円で、このうち国の要綱で定められた補助事業に3千億円、対象外の経費を除き地方自治体が自由に活用できる事業に7千億円となっており、この7千億円のうち、本市が活用できる限度額は約12億3千万円と示されています。学校教育部の補正予算ですが、大きく2点あり、1点目は新型コロナ対応でこの交付金を活用する事業について増額補正を行うもの、2点目は新型コロナの影響で中止となった事業について、減額補正を行うものです。

学校給食管理費（小学校）補正額633万2千円、学校給食管理費（中学校）補正額329万2千円につきましては、学校の再開時における給食の安定供給のため、食材の保管や配送、衛生管理等の体制維持に係る費用や給食の提供中止に伴い発生した廃棄食材費用などの支援を行うもの、また、安全・安心な学校給食を提供するために衛生管理の徹底・改善を図る学校給食調理事業者に対し補助金を交付するものです。

次に、学校保健活動費（小学校）補正額213万8千円、学校保健活動費（中学校）補正額104万1千円につきましては、児童生徒、教職員及び学校医等の医療従事者の感染防止対策として、非接触型電子体温計、学校医等が健康診断を行う際に使用するグローブやマスク等の装備品を購入するものです。

次に、スクールカウンセラー活用推進費補正額343万8千円につきましては、学校の臨時休業期間や再開後における、児童生徒等の心のケアに対応するため、既存のスクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、新たな人員を配置するものでございます。

次に、学校施設補修費（小学校）補正額1,210万円、学校施設補修費（中学校）補正額990万円につきましては、児童生徒及び教職員の感染防止対策として、3つの密を避ける、適切な換気環境の整備やクラスの分散化による空間確保のため、各教室等に網戸を設置するものです。今回の設置により全ての小中学校の普通教室、特別教室等に整備できることとなります。

次に、学校ICT環境整備費補正額8億1,390万円につきましては、GIGAスクール構想の実現に向け、今年度は学校のネットワーク整備、令和3年度から1人1台の端末整備を進める予定でありましたが、国から補助金等を活用し端末整備の前倒しが支援されることとなったため、小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒数に相当する台数と指導者分の端末の台数を購入するものです。

また、臨時休業中においても、児童生徒の心身のケアや学びを継続するため、インターネット環境がない家庭への貸出用モバイルルーター、オンライン授業の実施に必要な指導者用のマイクやカメラなどを購入し、学校、家庭でのオンライン環境を整備するものです。

次に、減額補正についてでございます。教育振興費（中学校）補正額125万円の減につきましては、中学生のための札幌コンサートが中止となったため、開催負担金について予算を減額するものでございます。

以上が、学校教育部に関連する旭川市議会令和2年第3回臨時会に提案する補正予算の内容ですが、今回の補正内容のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額につきましては、約1億3千万円を見込んでいます。学校教育部からは以上です。

酒井社会教育部次長	<p>続きまして、社会教育部所管につきまして御説明いたします。2件の補正を予定しております。</p> <p>まず、公民館事業活動費53万9千円の減額補正につきましては、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度の公民館事業のうち、すでに中止を決定しているものに対する講師謝礼金等が不用となったことから、事業全体の当初予算額452万3千円を398万4千円に減額する補正を行おうとするものでございます。</p> <p>次に、図書館管理費補正額405万1千円につきましては、現在閉館中の図書館が今後再開に向けて利用者が安心して図書を利用できるよう、図書の除菌BOXを各図書館に設置するほか、除菌用品としてマスクや消毒液等を購入する費用の補正を行おうとするものでございます。</p> <p>この財源につきましては、全額国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる予定でございます。この2件につきまして市議会第3回臨時会に提案するよう市長に意見を申し出ようとするものでございます。</p>
教 育 長	議案第6号「令和2年度一般会計予算の補正について」、御意見、御質問等はありませんか。
山 崎 委 員 学校教育部長	<p>学校のモバイルルーターは、いつから貸し出す予定ですか。</p> <p>貸出し用のモバイルルーターは、国が見込んでいる上限の4,400台を購入する予定ですが、全国的に同じ時期に購入されると考えられることから、はっきりとした見通しが立っていない状況です。4,400台を一度にそろえるか、少しずつ調達していくのかを担当課でも探っております。端末でも同じようなことがあるものですから、まずはしっかりと予算を確保して、可能な限り早い調達に努めてまいります。</p>
近 藤 委 員	図書館の除菌BOXなのですが、返却された図書を除菌するものなのですか。また、何台設置するのですか。
社会教育部長	借りる方が御自分で除菌するものです。台数ですが、中央図書館に3台、地区館に1台ずつの予定です。
近 藤 委 員	気になる方だけが、使うということですか。
社会教育部長	はい。道内の主要都市においても導入されております。
山 崎 委 員	それ以外の図書館分室には設置されないのですか。
社会教育部長	予定はございません。
山 崎 委 員	貸出しから戻ってきたものは、どのようにしているのですか。
中央図書館長	貸出す際に要望があれば、拭くようにしております。
教 育 長	他に御意見、御質問等はありませんか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、議案第6号「令和2年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第6号「令和2年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定いたします。
	<p><報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」></p> <p>令和2年4月22日から令和3年3月31日まで、令和2年4月24日から令和3年3月31日まで及び令和2年5月1日から令和3年3月31日までをそれぞれ任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」></p> <p>令和2年5月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>

<報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和2年4月1日から同年5月8日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和2年4月1日から同年5月1日付けまでの北海道教育委員会に対し内申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

《 そ の 他 》

教 育 長
佐藤学校教育部次長

他に、何かありますか。

令和2年5月第1回臨時教育委員会会議において、学校の再開に向けた段階的な取組について御審議いただいたところですが、予定どおり、今週月曜日から、児童生徒が週2回ずつ登校する分散登校を実施しており、来週は、児童生徒が午前・午後の2つのグループに分かれて毎日登校し、給食の提供も行う分散登校を実施する予定です。

臨時休業期間が長期化しており、学校再開後は、例年よりも少ない授業日数とはなりますが、児童生徒の学びを保障できるよう、教育課程の再編成について、現在、全課横断的に検討を進めているところです。内容としては、各教科の指導計画の見直しです。

現在、各学校では、4月から5月にかけて予定していた各教科の授業を今後どのように進めていくのかなど、年間の指導計画の見直しを行っているところです。

特に、小学校6年生及び中学校3年生の授業時数と、各教科の中でも特に指導の積み重ねが必要である、国語、算数・数学、理科、社会、英語の5教科については、優先的に授業時数を確保する必要があると考えており、今後、教育指導課から各学校に、指導計画を見直す際の視点や工夫例を示してまいりたいと考えております。

また、延期していた運動会や修学旅行、学芸会・学校祭などの学校行事は、2学期以降としている学校が多くありますが、これらは、児童生徒が楽しみにしているものも多く、各学校では、現時点では3密を避けるなど、感染防止対策を徹底した上で実施することを前提に、実施方法等について検討しているところです。

いずれにいたしましても、臨時休業期間が長期に及びましたので、この後の各学校が予定していた授業日数では、各教科の内容について、年度内に指導を終えることが難しいため、夏休みと冬休みに登校日を設定して授業を行い、各学年の指導内容を全て指導するという方向で検討を行っております。特に、小学校6年生及び中学校3年生については、小・中学校段階の学習内容の確実な定着を図った上で、次の学校に進学できるようにする必要があります。中学校3年生については、高校入試への不安を解消するためにも、長期休業中の授業を行う必要があると考えております。

長期休業期間中の授業日の具体的な日数や授業時間については、各学校への調査結果を基に、現在検討しており各学年で多少の違いはありますが、夏休み・冬休みそれぞれ10日間程度、授業日を設定する必要があると考えております。

長期休業の設定は、本市の学校管理規則において、教育委員会が定める範囲の中で校長が定めることとなっておりますことから、児童生徒と教職員の過度な負担とならないように配慮することや、延長することで生じる

教 育 長	影響など、各課や関係部局との調整を図るとともに、小・中学校長会と協議を行い、6月下旬を目途に、各学校から保護者の皆様にお知らせできるよう働きかけてまいります。
本 田 委 員	現状の考え方を説明していただきました。他に何か御意見等はございますか。
教 育 長	今、御説明があったものでしかないと思います。入学時期が変わるとも思えないですし、今年のうちには何とか済ませるとなればそういう方向しかない。しかし、なぜ長期休業を設けているのかを忘れてはいけません。北海道といっても最近の夏は暑いですので、暑さを防ぐためにも休みがあるわけです。時数が足りないからといって安易にそれを削ってしまうということは、夏休みはその程度で済むのかという話になりかねないので、扱いについては十分に気を付けていただきたいです。
各 事 教	学びの保障、それから子どもの安全・安心のことを考えれば、説明のあった方策しか今のところないのではないかと思います。是非、休みや学校行事を安易になくさないでいただくということを、工夫していただけたらと思います。
委 務 員	授業時間や給食の体制など、色々な問題がありますし、夏季休業期間中に授業日を設定した場合、暑さへの配慮も検討して、できるだけ早く方針を示していかなければなりません。今後、学校と十分協議して、進めていきたいと思います。
局 長	他に、何かありますか。
育	ありません。
長	ありません。
	それでは、以上で令和2年5月定例教育委員会会議を終了いたします。
	《 閉 会 》